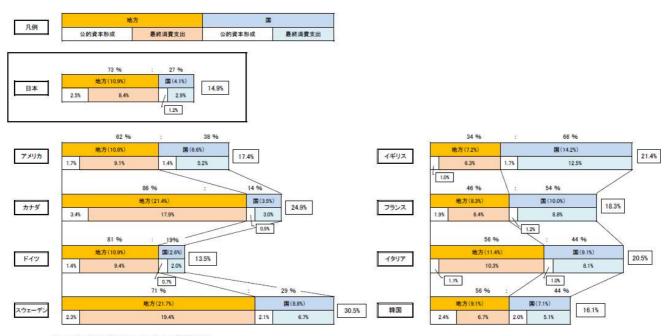
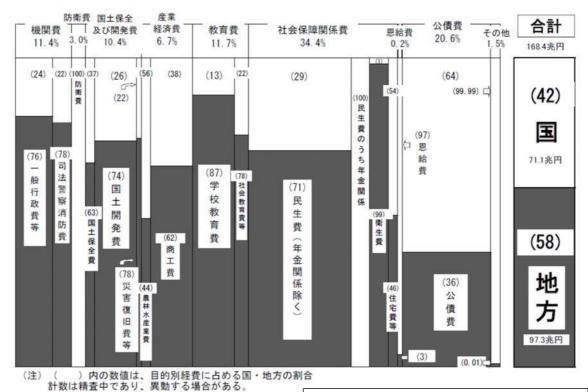
般政府支出の対GDP国際比較



- 注)1 国民経済計算及びOECDデータに基づき作成。 2 フランス及び韓国については、2015年の数値を使用。

総務省HP「地方財政関係資料」より

国と地方の役割分担 (平成28年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>



総務省HP「地方財政関係資料」より

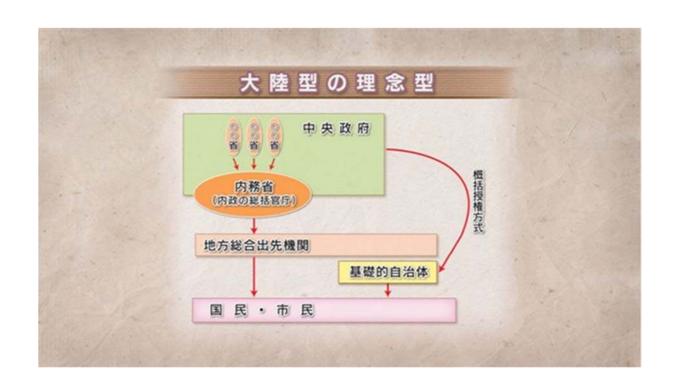
国と地方との行政事務の分担

分	野	公 共 資 本	教 育	福 祉	その他
[玉	〇高速自動車道 〇国道 〇一級河川	〇大学 〇私学助成(大学)	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛○外交○通貨
地	道府	○国道(国管理以外) ○都道府県道 ○一級河川(国管理以外) ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域 決定	○高等学校・特別支援 学校 ○小・中学校教員の給 与・人事 ○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
方	市町村	○都市計画等 (用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校○幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

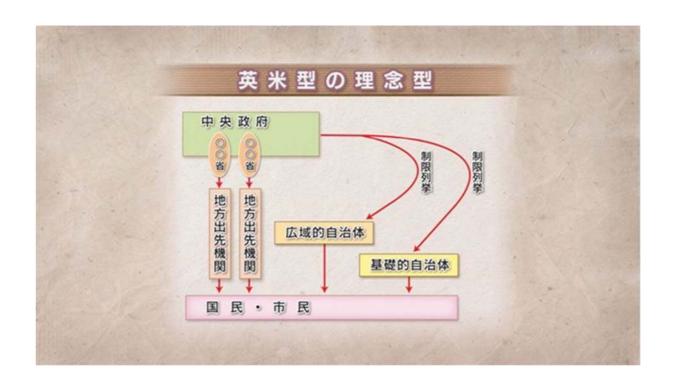
資料出所:総務省HP

http://www.soumu.go.jp/main_conten

t/000544446.pdf



© Hiroaki Inatsugu

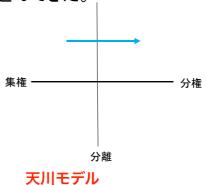


© Hiroaki Inatsugu

日本の地方自治

- 融合 型
- ・ 第2次大戦前まで
 - 県は国の直轄。独自の地方自 治はごくわずか
- 第2次大戦後
 - 県は独立した存在。自治事務を 行う。
 - しかし、国の事務も行う(融合型) = 機関委任事務
 - →2000年以降、法定受諾事務と名称変更
 - より独立した意義。しかし国の事務を地方が行う点は同じ。

- 日本は戦前も戦後も融合型
 - 大陸型の地方システム
 - 英米型の<u>分離</u>型とは異なる
- 他方で、集権分権の議論でいう と、日本は徐々に分権の方向に 進んできた。融合



中央地方関係の歴史

- 第2次世界大戦前
 - 明治維新
 - 富国強兵•殖産興業
 - 中央政府の意思決定を地方 に浸透させることが重要
 - →地方自治と呼べるものはごくわずか。
 - 47の県は内務省の出先 機関(自治はない)
 - 県のもとにある市町村に わずかな自治が存在

- ・ 第2次世界大戦後の地方制度改革
 - 占領軍(GHQ)による改革
 - 日本国憲法 第8章 地方自治の 規定
 - 都道府県知事を直接公選と規 定
 - 市町村長を直接公選と規定
 - 都道府県議会と知事、市町村 議会と市町村長という二元代 表制を規定
 - 都道府県は地方自治体になった(戦前は内務省の出先機関) ⇒大 いなる分権の第一歩

中央地方関係の歴史

- 第2次世界大戦後の高度 成長期
 - 先進諸国に追いつき追い越せ
 - 全国的な行政水準の統一
 - ・ 機関委任事務の多用
 - 補助金・地方交付税などの財政調整制度
 - 国土の<u>均衡ある</u>発展が第 1の課題
 - → <u>分権</u>の議論は後景に退いていた

- 1980年代以降の流れ
 - オイルショック(1974、198 79)以降の緊縮財政
 - 中央政府における財政危機
 - 地方への負担を求める
 - →のちの地方分権へのきっかけ

中央地方関係の歴史

- 1993年の自民党政権の崩壊
 - 連立政権の成立
 - 首相、官房長官がともに 知事 出身
 - →地方分権への大きな流れへ
- 1999年地方 分権 一括法の成立
 - 機関委任事務の廃止→ 法定 受託事務へ
 - ・国の関与の縮減
- 2000年代のさらなる改革
 - <u>三位一体</u>の改革:財政構造を改革する
 - <u>市町村合併</u>: 市町村の力を強くする

国と地方の仕事の分け方

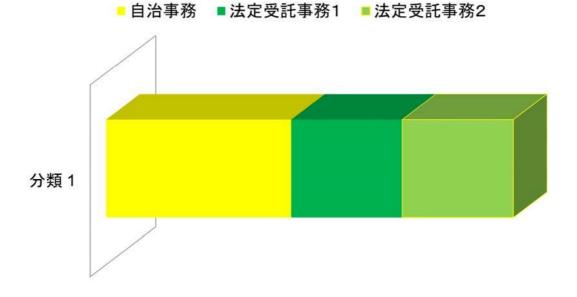
- 玉
 - 国家の存立にかかわる事務
 - 全国的に統一する必要のある事務
- 地方
 - その他の多くの業務
 - 自治体は、我々の生活にかかわる様々の業務を 行っている。

地方のウエイト大きい

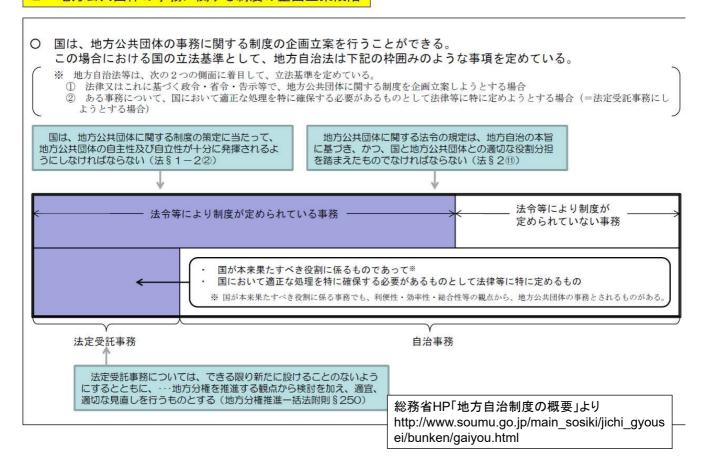
- 例:教育費 ₁₁
 - 全歳出のうちの約13%
 - 学校教育費の88%は地方で支出
- 日本の内政を担っているのは自治体であり、国民生活に密接に関連する行政は、その多くが自治体によって実施されている。
- 政府支出全体に占める地方財政のウェートは約 6割となっている。

地方の仕事 =自治事務+法定受託事務

グラフ タイトル

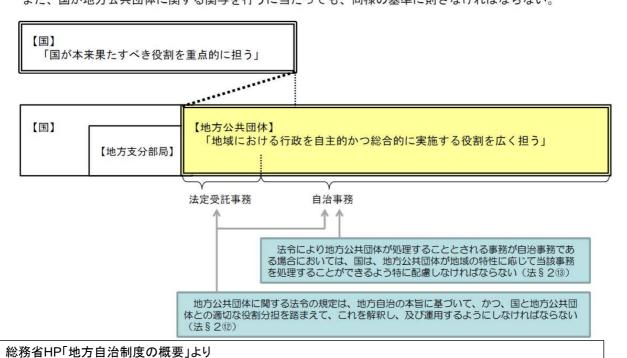


2 地方公共団体の事務に関する制度の企画立案段階



3 事務の執行段階

○ 国は、地方公共団体における事務の執行に関して法令や施策を解釈・運用する際には、地方自治法に定める下記の 枠囲みのような事項を解釈・運用基準としなければならない。 また、国が地方公共団体に関する関与を行うに当たっても、同様の基準に則さなければならない。



http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/gaiyou.html

法定受託事務

国の事務

県の 事務 市の本来 事務

法定受託事務

自治事務

自治体が行っている事務

自治事務と法定受託事務

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的 に実施する役割を広く担う。

自治事務

- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務 を除いたもの
- 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの

<主な例> 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福 祉・障害者福祉サービス

- 法律・政令に基づかずに任意で行うもの
- <u><主な例></u> 各種助成金等(乳幼児医療費補助等)の交付、公共施設(文 化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等)の管理
- 原則として、国の関与は是正の要求まで

関与の基本類型

- ※その他個別法に基づく関与
- 助言·勧告(法§245-4) (是正の勧告(法§245-6))
- 資料の提出の要求(法§245-4)
- 是正の要求(法§245-5)
- ·協議、同意、許可·認可·承認、指示
- 一定の場合に限定 ・代執行、その他の関与
 - できる限り設けない

法定受託事務

- 国(都道府県)が本来果たすべき役割に係る事務で あって、国(都道府県)においてその適正な処理を特 に確保する必要があるもの
- 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる

<主な例> 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、 戸籍事務、生活保護

是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められて 0

関与の基本類型

- 資料の提出の要求(法§245-4) 協議·同意、許可·認可·承認
- 指示(是正の指示(法§245-7))
- 代執行(法§245-8)

※その他個別法に基づく関与

一定の場合に限定

その他の関与

できる限り設けない

総務省HP「地方自治制度の概要」より

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/gaiyou.html